

既存集落申請添付書類

H 1 9 . 6 現在

1 申請書類等

1) 法第 2 9 条許可申請書又は、法第 4 3 条許可申請書 (正本 1 部 副本 1 部)

2) 法第 3 7 条承認申請書 (正本 1 部 副本 1 部)

3) 手数料 (野田市手数料条例 昭和 5 1 年野田市条例第 4 号)

4) 設計説明書その 1 【市規則別記第 1 号様式その 1 】

・設計の方針、土地の現況、土地利用、公共施設整備計画、公共施設の面積等を記載すること。

注) 公簿面積と実測面積が異なる場合は、土地の現況を公簿、土地利用計画を実測により記入し、それぞれに (公簿) (実測) と表示すること。

5) 設計説明書その 2 【市規則別記第 1 号様式その 2 】

・公共施設の種別ごとに番号を付し、公共施設の次に公益施設を記載すること。

・摘要欄には新設、拡幅の別を記載すること。

注) 自己居住用住宅は、原則不要。【省令第 1 6 条第 2 項、第 3 項】

6) 資金計画書【省令別紙様式第 3 】

・収支計画

・年度別資金計画

注) 自己居住用住宅は、原則不要。【省令第 1 5 条、第 1 6 条第 5 項】

7) 資金計画書の添付書類

・工事施工者が発行する工事費の見積書

・自己資金又は借入先の調達が可能であることを証する書類【市規則第 2 条第 5 項】

注) 自己居住用住宅は、原則不要。

8) 開発行為施行同意書 (備考欄に申請地、隣地の別記入)

・開発区域内の土地又は工作物の所有者、仮登記権者、抵当権者の同意書に当該同意をした者の印鑑証明書を添付すること。

(印鑑証明書は各 1 部を申請書正本に添付し、写しを副本に添付) 【市規則第 2 条第 7 項】

注) 隣接地の所有者の同意には、印鑑証明書は不要。

摘要欄に申請地及び隣接地を記入すること。

9) 設計者資格申告書【市規則別記第 3 号様式】

・資格、免許等の申告事項を証する書類 (卒業証明書、合格書の写し等) を添付すること。

注) 1 h a 未満の開発行為にあっては、申告事項を証する書面の添付は不要

【市規則第 2 条第 8 項】

1 0) 申請者の資力及び信用に関する書類

・法人の場合 法人の登記簿謄本

前年度の財務諸表

法人税に関する納税証明書

事業経歴書

・個人の場合 住民票の写し

前年度に所得税に関する納税証明書

注) 自己居住用又は自己業務用 (1 h a 未満) の開発行為にあっては、

は不要【市規則第 2 条第 2 項】

1 1) 工事施工者の能力に関する書類

・法人の場合 法人の登記簿謄本

工事経歴書

建設業許可証明書

・個人の場合 住民票の写し

工事経歴書

建設業許可証明書

注) 自己居住用住宅の建築が目的の開発行為にあっては、

は不要【市規則第 2 条第 3 項】

(裏面に続く)

- 1 2) 公共施設管理者同意書（占有許可、施工承認、排水同意等の申請を必要とする場合）
注）土木工事許可又は占有許可等が必要な場合は当該許可書の写しを添付すること。
同意書には同意内容を具体的に明示すること。
- 1 3) 土地所有者の承諾書
 - ・申請者と土地の所有者が異なる場合、土地所有者の実印及び印鑑証明書添付。
- 1 4) 土地及び建物の登記事項証明書
 - ・場合により隣接地もとること。なお、線引き時点の記載が無い場合は、土地閉鎖登記簿謄本もあわせて添付すること。【市規則第 2 条第 1 項第 2 号及び第 3 号】
- 1 5) 申請者住民票（世帯全員分）
- 1 6) 建築理由書（建築物並びにその理由・使用に関する説明）
- ▲ 1 7) 土地所有者の戸籍謄本
- 1 8) 申請者の誓約書（実印及び印鑑証明書添付）
- 1 9) 賃 貸 借 契 約 書
- 2 0) 生前贈与を行う旨の誓約書（贈与をする方、受ける方の双方の誓約書）
- 2 1) 委 任 状
- 2 2) その他必要な図書等（下記の図書等を必要に応じて添付してください）
 - ・家系図（生前贈与を行う場合に添付）
 - ・道路境界確定図
 - ・始末書（線引き後、未手続きの建築物等がある場合、実印及び印鑑証明書添付。
 - ・農地転用許可申請書の写し（受付印のあるもの）

注 は「法第 2 9 条許可申請書」の場合、追加添付すること。

は必要がある場合、添付すること。

▲ は土地所有者から生前贈与を受けている場合、添付すること。

は生前贈与を行う場合、添付すること。（実印及び印鑑証明書添付）

2 その他注意事項

- ・「法第 2 9 条開発行為の許可申請」の開発区域の面積欄には、道路後退部分の面積も記入し、予定建築物の用途等の欄には建築面積、延べ面積及び建築物の構造を記入すること。
- ・道路等の境界は、確定させておいてください。また、道路占有許可等が必要な場合は許可等を得てください。
- ・地目が農地である場合は、農地法（農地転用許可等）の手続きが必要となります。
- ・書類 1 8) の誓約書には、以下の内容を記入すること。
 - 市街化区域に家屋を所有していないこと。
 - 許可後に用途変更及び第三者に転売・賃貸借しないこと。
 - 工事が完了したら速やかに工事完了届出書を提出し、完了検査を受けること。（但し、は「法第 4 3 条許可申請」の場合は不要）
- ・新築、増築等にかかわらず土地改良区にて流末排水同意について協議が必要かを確認してください。（所管される土地改良区については、農政課にて確認してください。）